

事務連絡
令和6年11月6日

別記（建設業団体）宛

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課

健康保険証の廃止に伴う現場作業員の健康保険の加入証明書類について

平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

建設業における社会保険加入対策については、行政機関や元請・下請建設業者団体、発注者団体等を構成員とする建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（平成24年5月設置・令和3年12月改組）等において、関係者一体となって、取組を進めているところです。

そのうち、建設工事現場での社会保険加入対策については、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成24年7月通知・令和4年4月改定、以下「ガイドライン」という。）において、元請企業・下請企業において、現場入場する作業員の保険加入状況を確認し、適切な保険に加入していることを確認できない場合には、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いを徹底すべきであることとされています。

この際、確認にあたっては、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の登録情報を活用した確認を原則としておりますが、CCUSを使用しない場合には、健康保険証のコピー等（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を提示させる（電子データによる確認も含む）など、真正性の確保に向けた措置を講ずることとしております。

今般、現行の健康保険証の発行が本年12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することを踏まえ、本年12月2日以降、作業員の健康保険への加入状況の確認方法について、ガイドラインに沿った真正性の確保に向けた措置を講じた確認方法を下記の通り整理いたしましたので、貴団体傘下の会員企業等に対して周知いただくとともに、引き続き、建設業における社会保険等への加入徹底に向けた取組が着実に行われるようお願い申し上げます。

記

【原則】

ガイドラインでは、「各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、登録時に社会保険の加入証明書類等の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認して保険加入状況の確認を行うことを原則とする。なお、この場合は証明書類の添付は不要である。」としている。引き続き、原則としてCCUSの登録情報を活用して確認すること。

【CCUS に加入していない作業員の場合】

ガイドラインでは、「建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は下請企業に対し、健康保険証のコピー、標準報酬決定通知書等関係資料のコピーや雇用保険被保険者証のコピー等（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を提示させる（電子データによる確認も含む）など、真正性の確保に向けた措置を講ずること。」としている。この「真正性の確保に向けた措置」について、CCUS に加入していない作業員の場合は、それぞれ以下に示す方法で対応すること。

① CCUS に加入しておらず、マイナ保険証を所持している作業員の場合

保険者（国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）より発行される「資格情報のお知らせ」のコピー又はマイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDF ファイルの電子データや印刷物（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）により確認することで対応すること。

② CCUS に加入しておらず、マイナ保険証も所持していない作業員の場合

保険者（国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）より発行される「資格確認書」のコピー（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）により確認することで対応すること。なお、令和6年12月1日時点で有効な健康保険証のコピーについては、その有効期限まで（最長、令和7年12月1日まで）、従来通り作業員の健康保険の加入状況の確認を行うことができることを申し添える。

以上

(建設業団体)

全国管工事業協同組合連合会
(一社)日本空調衛生工事業協会
(一社)日本建設機械施工協会
(一社)日本塗装工業会
(一社)全国建設業協会
(一社)日本左官業組合連合会
(一社)日本サッシ協会
(一社)日本電設工業協会
建設工業経営研究会
(一社)海外建設協会
(一社)日本道路建設業協会
(一社)日本埋立浚渫協会
(一社)鉄骨建設業協会
(一社)日本建設組合連合
(一社)全国中小建設業協会
(一社)建設産業専門団体連合会
建設業労働災害防止協会
(一社)情報通信エンジニアリング協会
(一社)日本橋梁建設協会
(公社)全国鉄筋工事業協会
(一社)プレハブ建築協会
(一社)全国さく井協会
(一社)日本鳶工業連合会
日本室内装飾事業協同組合連合会
(一社)日本タイル煉瓦工事工業会
全日本板金工業組合連合会
(一社)日本エレベーター協会
(一社)情報通信設備協会
(一社)全国建設産業協会
(一社)全国クレーン建設業協会
(一社)日本造園建設業協会
(一社)日本冷凍空調設備工業連合会
(一社)日本機械土工協会
(一社)全国中小建築工事業団体連合会
(一社)日本シャッター・ドア協会
(一社)全国建設室内工事業協会
(一社)日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会

(一社)建築開口部協会【旧:(一社)カーテンウォール・防火開口部協会】
(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会
全国建具組合連合会
(一社)日本保温保冷工業協会
(一社)全国基礎工事業団体連合会
全国建設業協同組合連合会
(一社)日本ウエルポイント協会
(一社)日本グラウト協会【旧:(社)日本薬液注入協会】
(一社)日本建設軀体工事業団体連合会
(一社)日本海上起重技術協会
(一社)日本造園組合連合会
せんい強化セメント板協会
(一社)日本建設業経営協会
全国浚渫業協会
(一社)土地改良建設協会
(一社)全国防水工事業協会
(一社)日本基礎建設協会
(一社)全日本瓦工事業連盟
(一社)日本型枠工事業協会【旧:(社)日本建設大工工事業協会】
(一社)全国ダクト工業団体連合会
日本外壁仕上業協同組合連合会
(一社)日本建築大工技能士会
(一社)四国空調衛生工事業協会【旧:(一社)四国電気・管工事業協会】
(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会
(一社)全国タイル業協会
(一社)日本厨房工業会
(一社)重仮設業協会
(一社)日本計装工業会
全日本電気工事業工業組合連合会
日本圧気技術協会
(公社)日本エクステリア建設業協会
(一社)全国道路標識・標示業協会
(一社)日本金属屋根協会
(一社)斜面防災対策技術協会
(一社)全国建設産業団体連合会
(一社)日本下水道施設業協会
(一社)日本内燃力発電設備協会
(一社)日本建築板金協会

消防施設工事協会

(一社)日本運動施設建設業協会

全国圧接業協同組合連合会

(一財)中小建設業住宅センター

全国マスチック事業協同組合連合会

(一社)全国ポンプ・圧送船協会

全国板硝子工事協同組合連合会

(一社)日本屋外広告業団体連合会

(一社)日本家具産業振興会

(公社)全国解体工事業団体連合会

(公社)日本推進技術協会

日本建設インテリア事業協同組合連合会

(一社)日本ウレタン断熱協会

(一社)日本配管工事業団体連合会

(一社)ビルディング・オートメーション協会

(一社)日本トンネル専門工事業協会

(一社)日本アンカー協会

(一社)日本ツーバイフォー建築協会

(一社)日本木造住宅産業協会

(一社)日本潜水協会

(一社)全国特定法面保護協会

(一社)日本在来工法住宅協会

ダイヤモンド工事業協同組合

(一社)日本建設業連合会

(一社)フローリング協会

(一社)全日本漁港建設協会

(一社)マンション計画修繕施工協会

(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会

(一社)全国建行協

(一社)コンクリートパイル建設技術協会

(一社)樹脂舗装技術協会

(公財)建設業適正取引推進機構

(一社)送電線建設技術研究会

(一社)日本発破・破砕協会【旧:日本発破工事協会】

(一社)全国中小建設工事業団体連合会

(一社)コンクリートパイル・ポール協会

全国建設労働組合総連合

(一社)JBN・全国工務店協会

(一社)日本管路更生工法品質確保協会
(一社)全国住宅産業地域活性化協議会
(一社)日本築炉人材育成協会
(一社)鉄骨現場溶接協会
全国サイディング事業協同組合連合会
(一社)窓廻り装飾事業協会
日本住宅パネル工業協同組合
(一社)日本建設あと施工アンカー協会
(一社)全国建築測量協会
全国仮設安全事業協同組合